

第2章 清須市の緑の現況と課題

2-1 緑の現況

(1) 緑地の分類

緑の基本計画では「緑地」を以下のように分類して整理します。

(参考：緑の基本計画ハンドブック)

分類	該当する緑地	清須市にある主な緑地
施設緑地		
都市公園	・都市公園法で規定される公園	地区公園：庄内川新川緑地 街区公園：枇杷島公園 等
公共施設緑地	・都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設	児童遊園、ちびっこ広場、学校のグラウンド、清洲公園、史跡貝殻山貝塚、街路樹
民間施設緑地	・社寺境内地の緑地や工場緑化など、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設	社寺林
地域制緑地		
法によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備法[※]：農業振興地域農用地区域 ・生産緑地法：生産緑地 ・河川法：河川区域 ・文化財保護法：史跡・名勝・天然記念物などの文化財で緑地として扱えるもの…西枇杷島小学校のクロガネモチ 	
条例等によるもの	—	なし

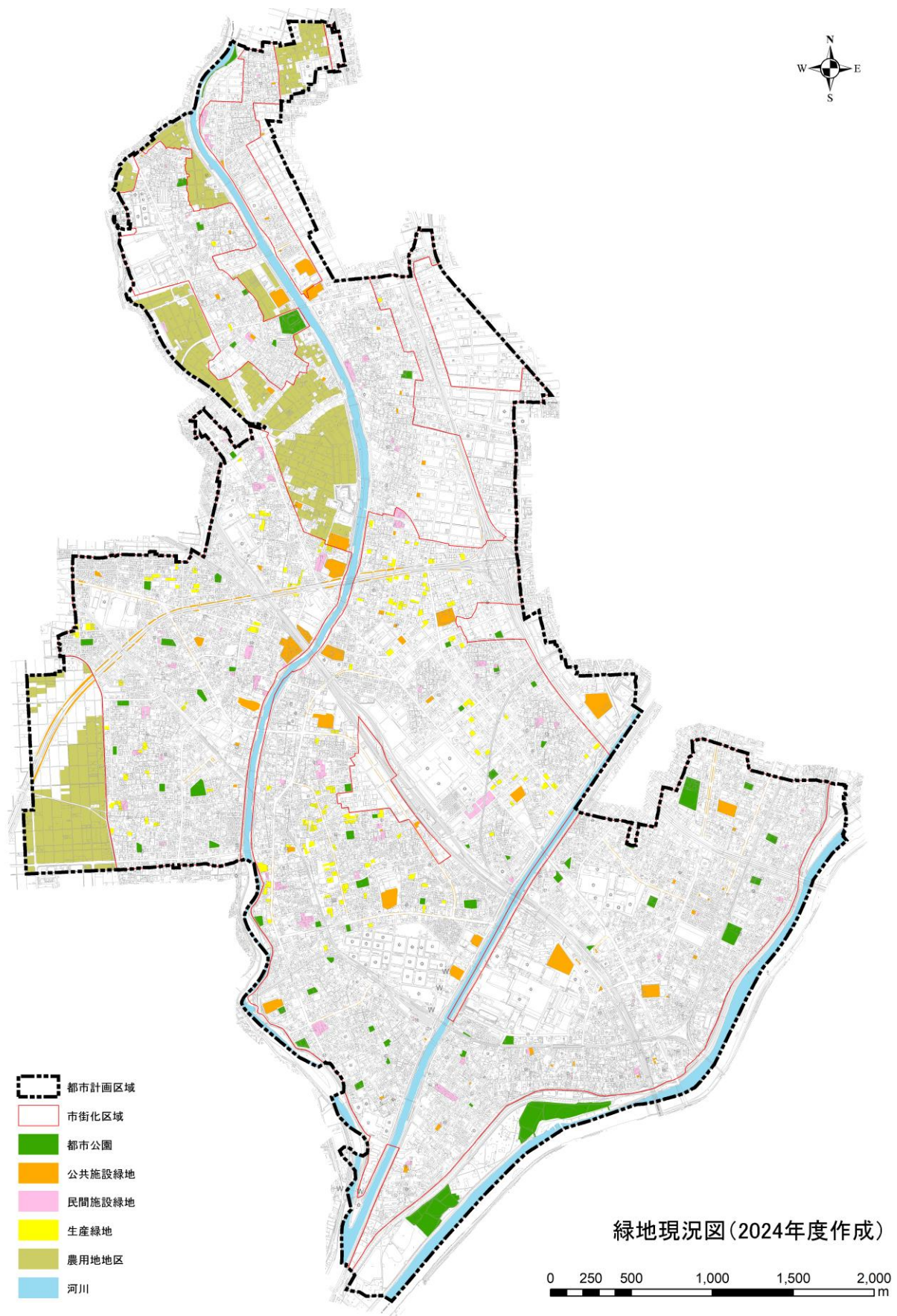
※農業振興地域の整備に関する法律（正式名称）

(2) 緑地現況

本市では緑地が330.8ha整備されており、緑地率は19.1%です。また、市民一人当たりの都市公園面積は、3.8㎡/人となっています。

項目	前計画策定時(2011/H23)			現況値(2024/R6)			
	箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人	
施設緑地	都市公園	58	25.3	3.8	63	26.3	3.8
	公共施設緑地	87	31.2	4.7	84	29.3	4.3
	都市公園等(都市公園+公共施設緑地) 合計	145	56.5	8.6	147	55.6	8.1
	民間施設緑地	55	11.0	1.7	77	14.5	2.1
	施設緑地 合計	200	67.5	10.2	224	70.1	10.2
地域制緑地	法によるもの	173	304.6	46.2	145	260.7	38.0
	条例等によるもの	—	0.0	—	—	0.0	—
	重複分	—	0.0	—	—	0.0	—
	地域制緑地 合計	173	304.6	46.2	145	260.7	38.0
重複分	—	0.0	—	—	0.0	—	
緑地 総計	—	372.0	56.4	—	330.8	48.2	
住民基本台帳に基づく人口	65,936人 (H23.3)			68,686人 (R6.4)			
市域面積	1,732ha			1,735ha			
緑地率	21.5%			19.1%			

※数値は四捨五入して表示しているため、合計値と内訳の合計が一致しないことがある。

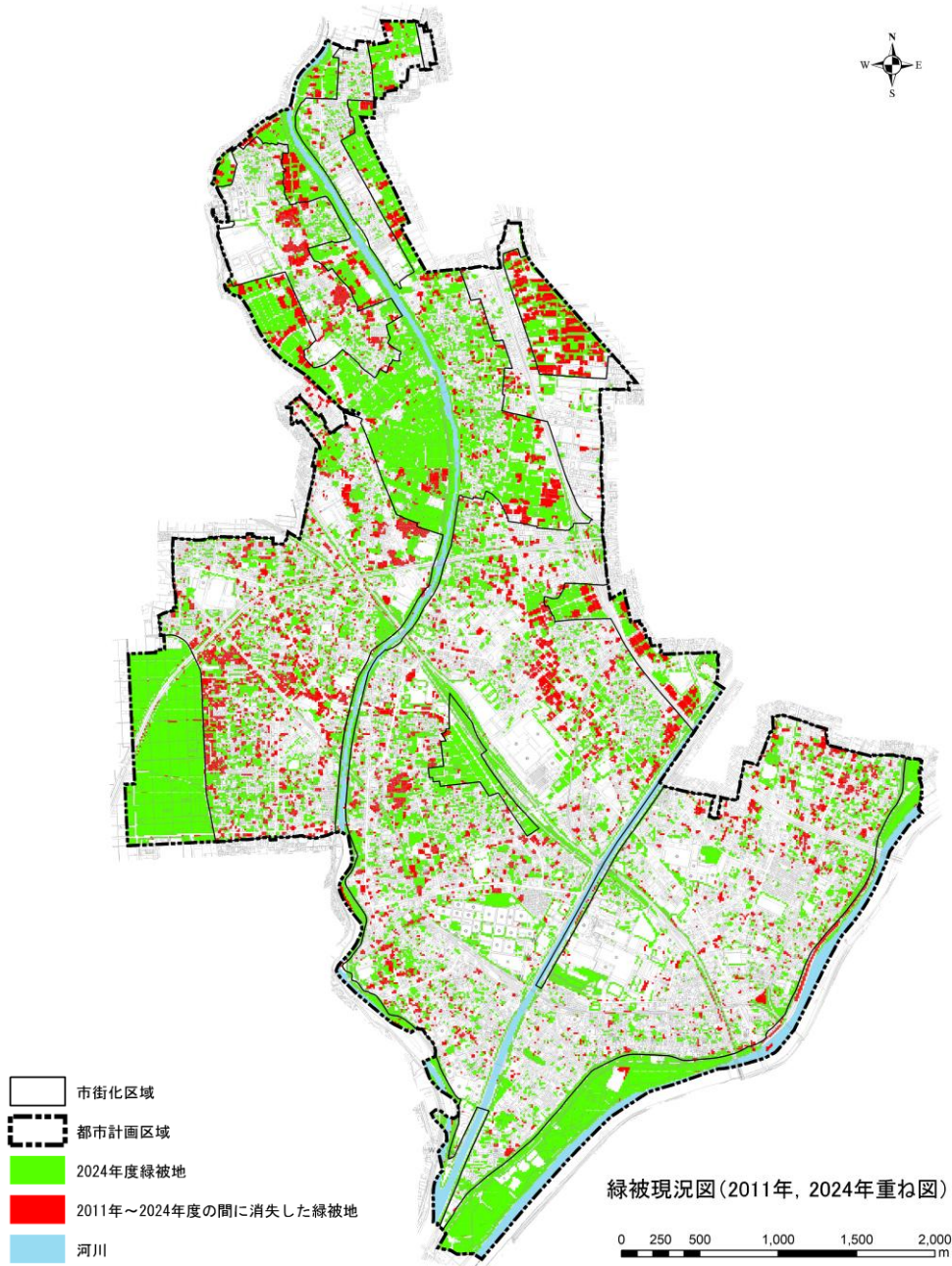


(3) 緑被率[※]

市内の緑被率を航空写真により計測した結果、2024（令和6）年度の市全域（都市計画区域）の緑被率は30.1%となっており、前計画の策定時から約4.8%減少しています。市内の緑被地の約53%は市街化調整区域の田畑や河川緑地となっています。

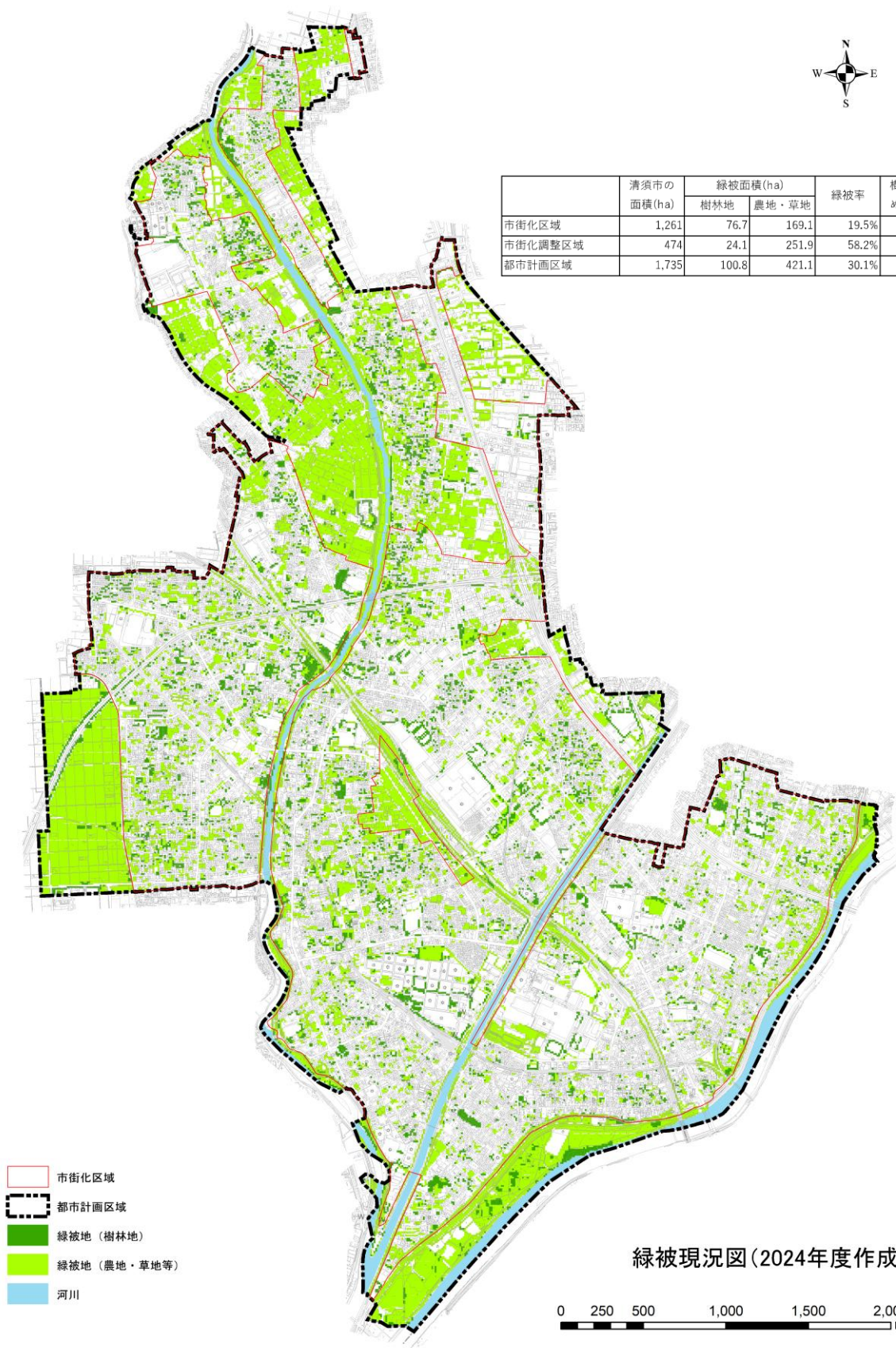
緑被率	前計画策定時(2011/H23)		現況 (2024/R6)		前計画策定時との増減量
	区域面積	緑被率	区域面積	緑被率	
市街化区域	1,261ha	22.0%	1,261ha	19.5%	-2.5%
市街化調整区域	471ha	69.6%	474ha	58.2%	-11.4%
都市計画区域	1,732ha	34.9%	1,735ha	30.1%	-4.8%

※緑被率とは、対象とする区域が樹林地、農地、草地、竹林などの緑に覆われている面積の割合。





	清須市の 面積 (ha)	緑被面積 (ha)		緑被率	樹林の占 める割合
		樹林地	農地・草地		
市街化区域	1,261	76.7	169.1	19.5%	6.1%
市街化調整区域	474	24.1	251.9	58.2%	5.1%
都市計画区域	1,735	100.8	421.1	30.1%	5.8%



緑被現況図(2024年度作成)

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m

(1) 施策の達成度評価

前計画で掲げられている施策の取組状況と達成度評価は以下のとおりです。

基本方針	主要施策	取組状況と今後の課題	達成度評価
基本方針① 時をつなぐ緑を守る	施策1 歴史遺産の緑地の保全	・清洲城一帯の緑化保全に努めており、今後も継続的な保全が必要。	B
		・貝殻山貝塚は県の「あいち朝日遺跡ミュージアム」と連携して活用。	A
		・美濃街道の景観形成の取組として、新川橋詰ポケットパークを整備・五条橋左岸の緑化保全に努めている。今後はまちづくりと連携して景観形成手法の検討が必要。	B
	施策2 自然環境の保全	・水辺の自然の保全については、NPO や庄内川河川事務所等と連携し、小学生の自然環境を学ぶ環境学習会を開催、水生生物調査等を実施。	A
		・流域間の交流促進として、自治体間で連携して河川環境に関わる活動は積極的に支援している。今後も継続的な活動が必要。	B
		・多様な生物が暮らせる環境づくりとして、水生生物調査や水質調査等を実施しているが、具体的な環境づくりの活動には至っていない。	D
	施策3 樹木・樹林地の保護	・保存樹木や保存樹林地の指定はできていないが、「あいち森と緑づくり事業」により公共施設や民間緑地の保護や啓発を実施。	B
		・樹木・樹林地を保護する仕組みづくりはできていないため、社寺林や屋敷林等を調査し、保護すべき樹木・樹林地の保全手法の検討が必要。	D
		・樹木・樹林地に親しむ機会として、みずとびあ庄内の朝市等において、間伐材等を利用した環境学習や工作を実施。今後も継続が必要。	A
	施策4 農地の保全	・今ある農地を守るため、生産緑地の追加指定の検討を行ったが、追加指定しない方針となり、農地の買い取りの実績もない。	D
		・農地が持つ緑の景観を保全するため、農地転用の際は、周辺農地への影響を市農業委員とともに、意見交換に努めている。	B
		・農業文化を継承するため、新たな農地中間管理事業により、農地の貸し手と受け手の調整を行っている。また、市民農園・レジャー農園をより使いやすくするため、各農園の通路を整備している。	B
基本方針② 活気あふれる緑を創る	施策5 水辺空間の整備	・自然を活かした庄内川の緑地整備として、水辺の散策路の整備完了。	A
		・新川の水辺空間整備として、河川環境美化推進協議会の活動を支援。	A
		・五条川の河川整備として水辺の散策路を整備。	B
	施策6 公園緑地の整備	・公園緑地を整備するため、区画整理事業の公園や未整備公園を整備。	B
		・防災パーゴラ、かまどベンチなどの防災機能を有する施設を市内の3箇所の公園に整備。	B
		・地域ニーズを反映した公園再整備を進めており、今後も継続的に実施。	A
	施策7 公園緑地の適正な維持管理	・地域による公園緑地の維持管理として、自治会による管理を実施。	B
		・公園施設の適正な管理・改修は長寿命化計画に基づき計画的に実施。	B
	施策8 公共施設の緑化の充実	・緑の再利用は、庄内川西枇杷島緑地での除草の堆肥化を実施しており、今後も全市的な取組を推進することが必要。	B
		・先導的な緑化推進としてクリーンエネルギー導入や緑のカーテンを推進。今後も地球温暖化対策実行計画と連携してまちづくりGXを推進。	B
施策9 駅周辺の緑化の充実	・学校等の公共施設緑化として、学校内の花壇、ビオトープ整備を推進。	B	
	・駅周辺の緑化として、新清洲駅北土地区画整理事業で整備した駅前広場及び都計道に植樹帯を整備。今後もまちづくりと連携した緑化が必要。	A	
施策10 遊休農地の活用	・新清洲駅前のロータリーの市民協働による植栽帯管理を実施。今後もまちづくりと連携した市民参加手法の検討が必要。	B	
	・遊休農地を活用した農業体験として、市内の農地を市民農園などのために借用し、希望者に貸し出している。	B	
	・遊休農地を活用した景観形成については、遊休農地の増加面積が著しく多く、市民協働で活用できる見込みがなく、手法の検討が必要。	D	

【達成度評価】 A：実施済み、B：一部実施・事業中、C：計画中・検討中、D：未実施・未検討

基本方針	主要施策	取組状況と今後の課題	達成度評価
基本方針③ まちをつなぐ緑を創る	施策 11 水辺の散策路の整備	・自然環境あふれる庄内川の散策路整備を実施して完了。	A
		・新川の散策路整備を実施して完了。	A
		・五条川の散策路整備は完了し、水辺の散策路として利用されている。	A
		・散策路の利用を促進する取組として、案内板整備や河川環境美化活動を支援。市内3河川の散策路を活用したウォーキング大会「清須ウォーク」を開催。清洲城周辺のレンタサイクル事業を、令和7年以降に市内周遊型観光に拡大し、レンタサイクル基地局を増設予定。	A
	施策 12 歴史のネットワークの整備	・歴史遺産をつなぐルート of の整備として、清洲城とあいち朝日遺跡ミュージアムをつなぐ遊歩道を整備。	A
		・美濃街道沿道の緑化推進は取組ができていないが、地域間の交流促進として、ガイドボランティアによる活動を継続して実施中。	B
	施策 13 コミュニティ道路等の整備	・緑あふれる道づくりは、具体的な取組がなく、今後の検討が必要。	D
		・人にやさしい道づくりとして開水路暗渠化による歩道整備等を実施。	B
		・災害に強い道づくりとして、ブロック塀撤去の支援などを実施。	B
	施策 14 街路樹の適正な維持管理	・街路樹の適正な維持管理について、樹木剪定等を実施、アダプト・プログラム活動団体との協働による除草、草花の手入れ等を実施。	A
・計画的な街路樹の更新はできておらず、ガイドライン等の作成が必要。		D	
基本方針④ 緑を育てる人を創る	施策 15 緑の学習活動・啓発事業の推進	・緑に関する人材育成は講座などの開催実績はなく、手法の検討が必要。	D
		・子どもたちへの緑の環境学習活動として、小学校内のピオトープ整備の実施や、庄内川でのNPO主催の環境学習を実施。今後も継続必要。	A
	施策 16 市民協働による緑化の推進	・アダプトの輪を広げ参加者間の交流促進のため、市HPや広報誌にて情報発信や協力団体の募集、意見交換会を実施。今後も継続的に実施。	B
		・ボランティアによる緑化活動を支援するため、毎年活動資材を配布。	B
	施策 17 植栽活動の推進	・企業敷地において、あいち森と緑づくり事業を活用し、植栽活動ができる場の情報提供、緑のまちづくりに参加する機会を提供。	A
		・小中学校で「カワラナデシコ」の苗を配布し、花に接する機会を提供。	A
		・市の木、花の普及促進として、緑の基金を活用した苗木配布を実施。	A
		・庄内川流域自治体と連携した環境学習実施により流域間交流を推進。	A
	施策 18 民間活力を利用した緑化の推進	・事業者の緑化の取組に対する積極的な支援ができていない。	D
		・開発等に関する指導要綱に基づく事業者や工場の緑化推進に留まっております。壁面緑化、屋上緑化の推奨など積極的な緑化推進はできていない。	D
		・道路緑化の推進に関する具体的な取組はなし。推進方法の検討が必要。	D
施策 19 緑化指導の推進	・開発に伴う緑化指導の実施、用途地域の緩和に併せ、地区計画を策定し、その地区に応じて適正に土地利用が図られるよう誘導を実施。	B	
施策 20 緑化活動への支援	・市HPや広報誌にて、活動内容の周知や美化ボランティア会員の募集を行い、緑化活動の促進に向けた情報提供を推進。	B	
	・アダプト・プログラム活動団体間の情報共有を毎年1回実施し、緑化活動を推進するための支援を実施。	B	
	・国・県などとの連携協力による緑化活動を推進するため、補助金の確保に向け調整を実施。	B	
	・緑化活動に携わる環境整備については具体的な取組なし。	D	
施策 21 緑の情報発信と共有	・アダプト・プログラム活動団体間の情報共有を毎年1回実施し、緑化活動の輪を広げる情報を提供。	B	
	・みずとぴあ庄内における花の開花状況などを市HPにて情報提供を実施し、緑への関心を高める情報を提供。	A	
	・緑の魅力についての情報提供の具体的な取組はなし。	D	

【達成度評価】 A：実施済み、B：一部実施・事業中、C：計画中・検討中、D：未実施・未検討

(2) 目標値の達成状況

前計画では、以下の2つの目標値が設定されており、達成状況は以下のとおりです。

【目標1】緑地の確保

緑地^{※1}の量に関する指標として、市街地面積と都市計画区域面積に対する緑地率を目標に設定していました。

目標値の達成状況は、市街化区域、都市計画区域ともに緑地率は目標値を下回っています。緑地が減少した要因としては農用地区域が減少したことが主な要因と考えられ、目標値と比べると都市計画区域全体で52.2ha少なくなっています。

指標	前計画			現況値 (2024/R6)	2028 目標値 との増減量
	基準値 (2011/H23)	目標値 (2018/H30)	長期目標値 (2028/R10)		
市街地面積 に対する緑地率	5.7% (約 71.4ha)	—	6.5% (約 82ha)	5.6% (71.2ha)	-0.9% (-10.8ha)
都市計画区域面積 に対する緑地率	21.5% (約 372ha)	—	22.1% (約 383ha)	19.1% (330.8ha)	-3.0% (-52.2ha)

※1：緑地は、施設緑地と地域制緑地の合計値。

【目標2】都市公園及び都市公園等の整備

都市公園及びグラウンド等の公共施設緑地を含めた都市公園等^{※2}の整備に関する目標として、一人当たりの面積を目標に設定していました。

目標値の達成状況は、都市公園及び都市公園等ともに目標値を下回っています。整備面積は街区公園の新規整備分の1.0ha増加しています。愛知県の一人当たり都市公園等面積は8.04㎡/人^{※3}（2023年3月末）に対し、本市の一人当たり都市公園面積は3.8㎡/人となっており、半分以下の数値となっています。

指標	前計画			現況値 ^{※4} (2024/R6)	2018 目標値 との増減量
	基準値 (2011/H23)	目標値 (2018/H30)	長期目標値 (2028/R10)		
都市公園	3.8㎡/人 (25.3ha)	4.2㎡/人	8.6㎡/人	3.8㎡/人 (26.3ha)	-0.4㎡/人
都市公園等 ^{※5} (河川区域を含む) (2011/H23)	31.1㎡/人 (205.3ha)	32.6㎡/人	34.0㎡/人	29.7㎡/人 (204.0ha)	-2.9㎡/人
都市公園等 ^{※5} (河川区域を含まない) (2024/R6)	8.6㎡/人 (56.5ha)	—	—	8.1㎡/人 (55.6ha)	—

※2：都市公園等は、都市公園と公共施設緑地の合計値。

※3：愛知県「令和4年度末愛知県都市公園現況」より。なお、都市公園等の内訳は、県営公園11カ所、市町村営公園4,974箇所、国営木曾三川公園1箇所、市民緑地13箇所である。

※4：人口は、2024年4月1日時点の人口（68,686人）で算出。

※5：都市公園等の内訳について、前計画策定時は河川区域を公共施設緑地として計上していたが、本計画では緑の基本計画ハンドブックなどの内容を照らし合わせ地域制緑地として計上しているため、2種類のデータを掲載している。

(1) 2024(令和6)年度 清須市緑の基本計画策定に係る市民アンケート調査 ※一部抜粋

1) 調査概要

目的	緑の基本計画の改定にあたり、市民の緑に対する評価や意見を調査し、計画改定の基礎調査とすることを目的にアンケート調査を実施した。
調査対象	市内に居住する16歳以上の市民
標本数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出法
調査期間	2024(令和6)年12月11日(水)～23日(月)
回収数	1,161件(内、郵送:1,081件、WEB:80件)
回収率	38.7%

2) 結果概要

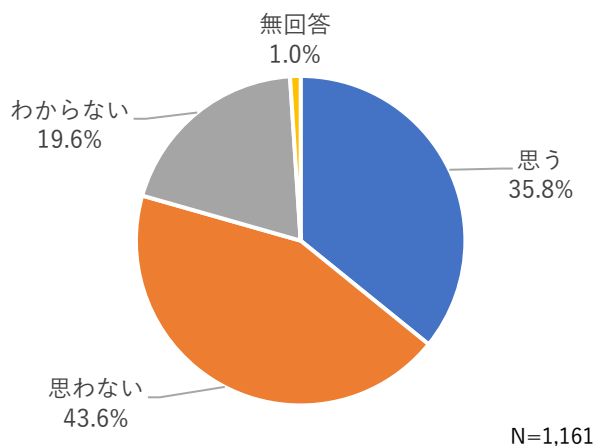
調査項目	結果概要
清須市の緑の豊かさ	・清須市は緑が豊かなまちだと思うかという質問では、「思う」(35.8%)、「思わない」(43.6%)と思わない割合が4割を占めている。
重要と考える緑の機能と役割	・重要と考える緑が持つ機能や役割は、「心身の安らぎの場」「美しい景観を形成」「都市の気温や空気などの環境の調整」といった、リラククス機能、環境調整機能を重視する回答が多い。
緑に関する取組	・清須市で守りたい緑は、公園(69.6%)。増やしたい緑は、公園(61.0%)、公共施設の緑(56.8%)、街路樹(42.8%)という回答が多い。 ・重点的・優先的に進めるべき取組は、「公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理」(61.8%)、「身近に利用できる公園の整備」(39.0%)。
清須市の公園施設	・清須市でよく訪れる公園は、「清洲公園」(21.3%)、次いで「清洲古城跡公園」(19.6%)、「はるひ夢の森公園」(16.6%)となっている。 ・公園を利用する目的は、「散歩・ウォーキング」(45.3%)、「子どもを遊ばせる」(28.6%)、「催し物・イベントへの参加」(19.9%)などが多い。 ・公園等の維持管理の満足度は、「普通」(57.2%)が多く、次に「やや不満」(19.5%)という回答となっている。 ・身近な公園の維持管理は、「誰もが利用する施設のため市に維持管理してほしい」(57.9%)が多く、次に「市と町内会が協力して維持管理する」(27.0%)という回答となっている。
農地	・市内にある農地についての質問では、「後継者がおらず荒廃した農地は、より良い土地利用へ転換できると良い」(37.9%)という回答が多く、次いで、「市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い」(27.4%)、「市街地の貴重な緑として保全できると良い」(26.8%)となっている。
緑に関する活動への参加	・緑を守り、増やす活動への今後の継続意欲や参加意欲に関する質問では、「今後も活動を続けたい」(33.6%)、「新たに活動を始めてみたい」(20.8%)という回答が多い。その他では、参加できる条件や現状で参加できない理由を回答する方も多く、参加機会の提供が大切と考えられる。

3) 調査結果 ※数値は四捨五入して表示しているため、合計値と内訳の合計が一致しないことがある。

① 清須市の緑の豊かさ（1つ回答）

・清須市の緑について、緑が豊かなまちだと「思う」が35.8%、「思わない」が43.6%と
思わない人の回答率が高くなっています。

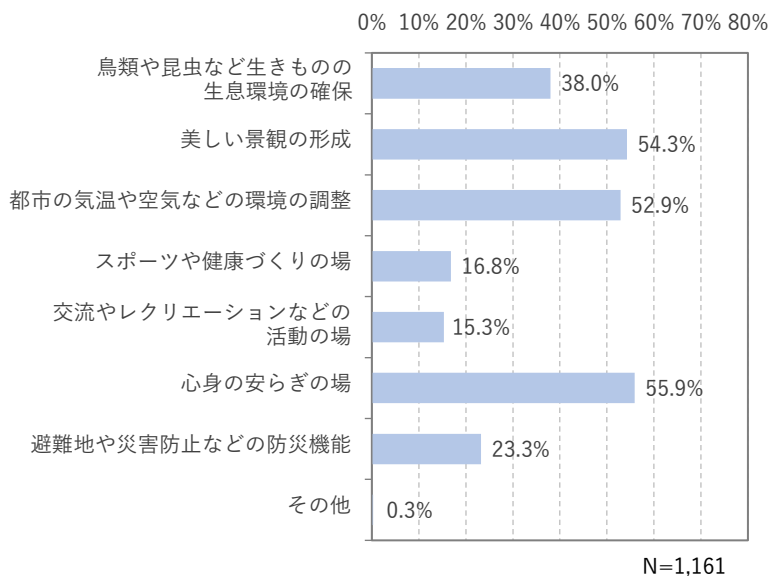
項目	回答数	回答率
思う	416	35.8%
思わない	506	43.6%
わからない	227	19.6%
無回答	12	1.0%
合計	1,161	100%



② 重要視する緑の機能や役割（3つまで回答）

・重要視する緑の機能や役割については、「心身の安らぎの場」「美しい景観の形成」「都市の気温や空気などの環境の調整」の3つが回答率5割を超えています。

項目	回答数	回答率※
鳥類や昆虫など生きものの生息環境の確保	441	38.0%
美しい景観の形成	630	54.3%
都市の気温や空気などの環境の調整	614	52.9%
スポーツや健康づくりの場	195	16.8%
交流やレクリエーションなどの活動の場	178	15.3%
心身の安らぎの場	649	55.9%
避難地や災害防止などの防災機能	270	23.3%
その他	3	0.3%
合計	2,980	—

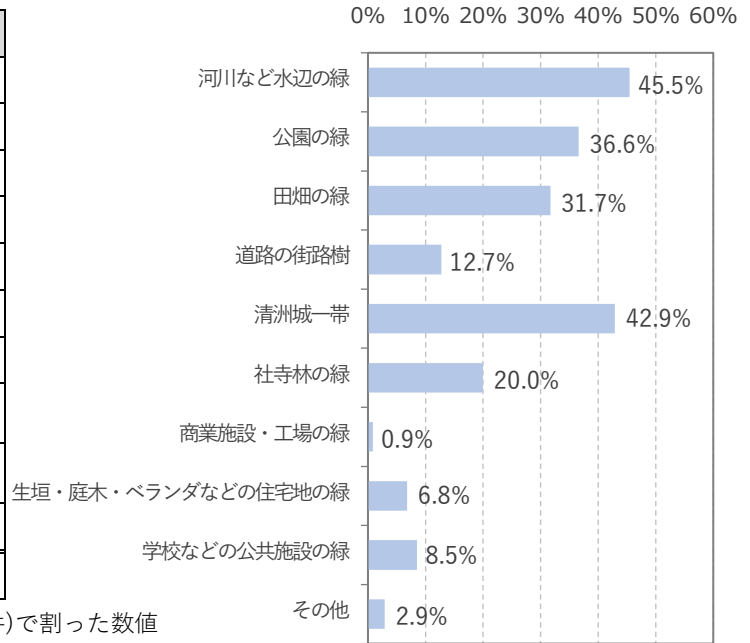


※各項目の回答率は、回答数を回収数(1,161件)で割った数値

③ 清須市で多いと思う緑（3つまで回答）

・清須市で多いと思う緑は、「河川などの水辺の緑」が最も多く 45.5%、次いで「清洲城一帯」42.9%、「公園の緑」36.6%となっています。

項目	回答数	回答率※
河川など水辺の緑	528	45.5%
公園の緑	425	36.6%
田畑の緑	368	31.7%
道路の街路樹	148	12.7%
清洲城一帯	498	42.9%
社寺林の緑	232	20.0%
商業施設・工場の緑	10	0.9%
生垣・庭木・ベランダなどの住宅地の緑	79	6.8%
学校などの公共施設の緑	99	8.5%
その他	34	2.9%
合計	2,421	—



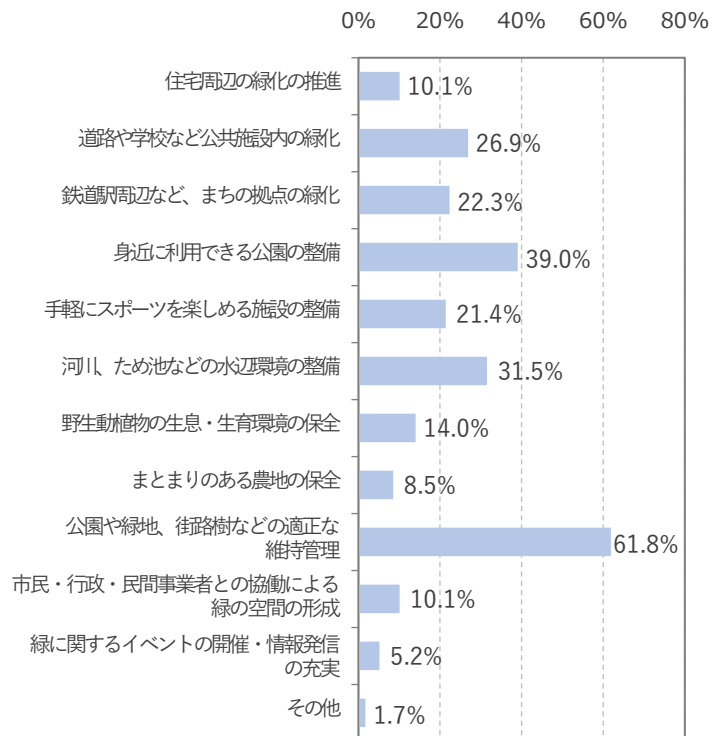
※各項目の回答率は、回答数を回収数(1,161件)で割った数値

N=1,161

④ 重点的に行うべき緑の取組（3つまで回答）

・重点的に行うべき取組として、「公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理」が61.8%と多く、次いで「身近に利用できる公園の整備」が39.0%となっており、公園整備に対する回答が多くなっています。

項目	回答数	回答率※
住宅周辺の緑化の推進	117	10.1%
道路や学校など公共施設内の緑化	312	26.9%
鉄道駅周辺など、まちの拠点の緑化	259	22.3%
身近に利用できる公園の整備	453	39.0%
手軽にスポーツを楽しめる施設の整備	248	21.4%
河川、ため池などの水辺環境の整備	366	31.5%
野生動植物の生息・生育環境の保全	163	14.0%
まとまりのある農地の保全	99	8.5%
公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理	718	61.8%
市民・行政・民間事業者との協働による緑の空間の形成	117	10.1%
緑に関するイベントの開催・情報発信の充実	60	5.2%
その他	20	1.7%
合計	2,932	—



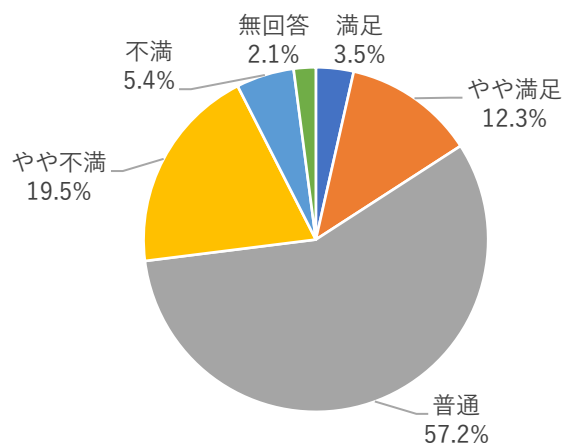
※各項目の回答率は、回答数を回収数(1,161件)で割った数値

N=1,161

⑤ 公園等の維持管理の満足度(1つ回答)

・公園等の維持管理の満足度は、「満足」「やや満足」が合わせて 15.8%、「普通」が 57.2%、「やや不満」が 19.5%となっています。

項目	回答数	回答率
満足	41	3.5%
やや満足	143	12.3%
普通	663	57.2%
やや不満	226	19.5%
不満	63	5.4%
無回答	24	2.1%
合計	1,160	100%

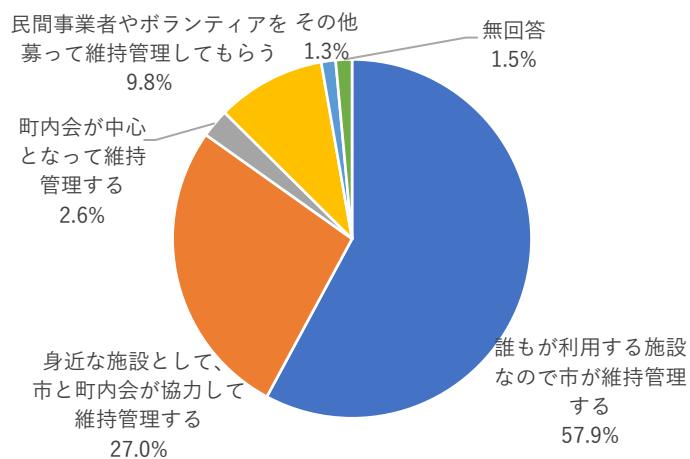


N=1,161

⑥ 身近な公園の維持管理(1つ回答)

・身近な公園の維持管理は、「誰もが利用する施設なので市が維持管理する」が 57.9%と回答率5割を超えています。

項目	回答数	回答率
誰もが利用する施設なので市が維持管理する	672	57.9%
身近な施設として、市と町内会が協力して維持管理する	313	27.0%
町内会が中心となって維持管理する	30	2.6%
民間事業者やボランティアを募って維持管理してもらう	114	9.8%
その他	15	1.3%
無回答	17	1.5%
合計	1,161	100%

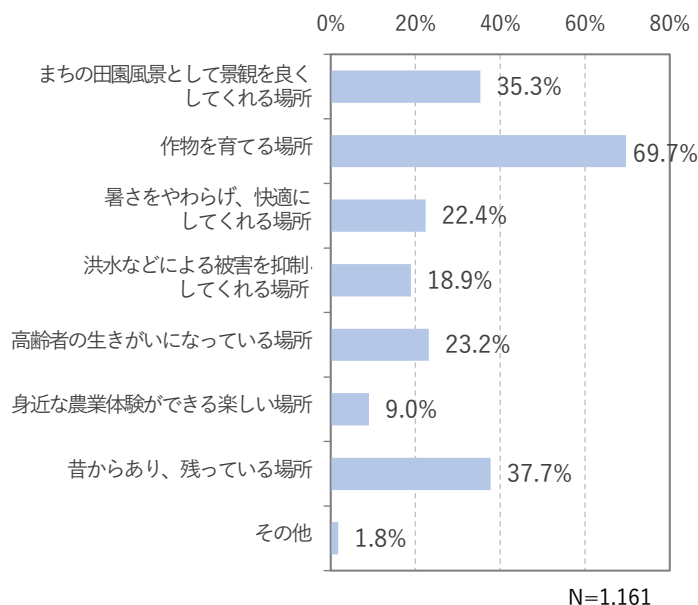


N=1,161

⑦ 身近にある農地の印象（3つまで回答）

・身近にある農地の印象として「作物を育てる場所」が69.7%と最も多く、次いで「昔からあり、残っている場所」「まちの田園風景として景観を良くしてくれる場所」となっています。

項目	回答数	回答率
まちの田園風景として景観を良くしてくれる場所	410	35.3%
作物を育てる場所	809	69.7%
暑さをやわらげ、快適にしてくれる場所	260	22.4%
洪水などによる被害を抑制してくれる場所	220	18.9%
高齢者の生きがいになっている場所	269	23.2%
身近な農業体験ができる楽しい場所	105	9.0%
昔からあり、残っている場所	438	37.7%
その他	21	1.8%
合計	2,532	-

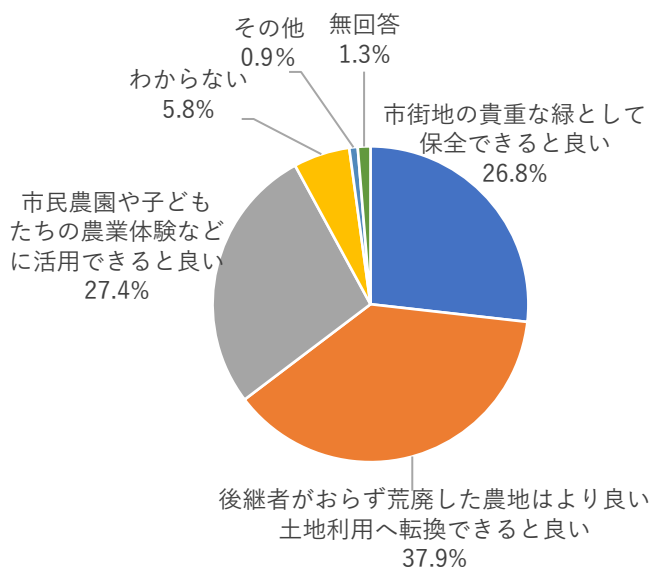


※各項目の回答率は、回答数を回収数(1,161件)で割った数値

⑧ 市内にある農地(1つ回答)

・市内にある農地は、「後継者がおらず荒廃した農地はより良い土地利用へ転換できると良い」が最も多く37.9%、次いで「市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い」27.4%、「市街地の貴重な緑として保全できると良い」26.8%となっています。

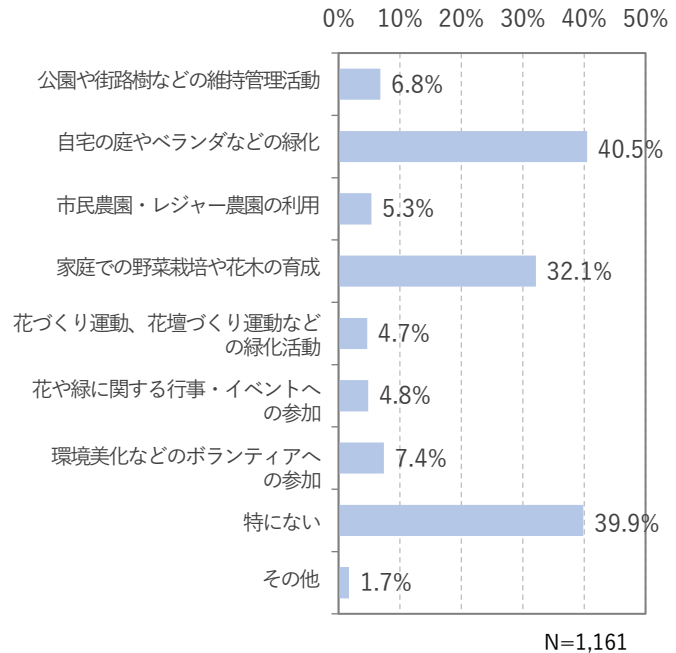
項目	回答数	回答率
市街地の貴重な緑として保全できると良い	311	26.8%
後継者がおらず荒廃した農地はより良い土地利用へ転換できると良い	440	37.9%
市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い	318	27.4%
わからない	67	5.8%
その他	10	0.9%
無回答	15	1.3%
合計	1,161	100.0%



⑨ 緑を守り、増やすために実施している行動（当てはまるもの全て回答）

・緑を守り、増やすための行動は、「自宅の庭やベランダなどの緑化」が最も多く 40.5%、次いで「特にない」39.9%、「家庭での野菜栽培や花木の育成」32.1%となっています。

項目	回答数	回答率
公園や街路樹などの維持管理活動	79	6.8%
自宅の庭やベランダなどの緑化	470	40.5%
市民農園・レジャー農園の利用	62	5.3%
家庭での野菜栽培や花木の育成	373	32.1%
花づくり運動、花壇づくり運動などの緑化活動	54	4.7%
花や緑に関する行事・イベントへの参加	56	4.8%
環境美化などのボランティアへの参加	86	7.4%
特にない	463	39.9%
その他	20	1.7%
合計	1,663	-



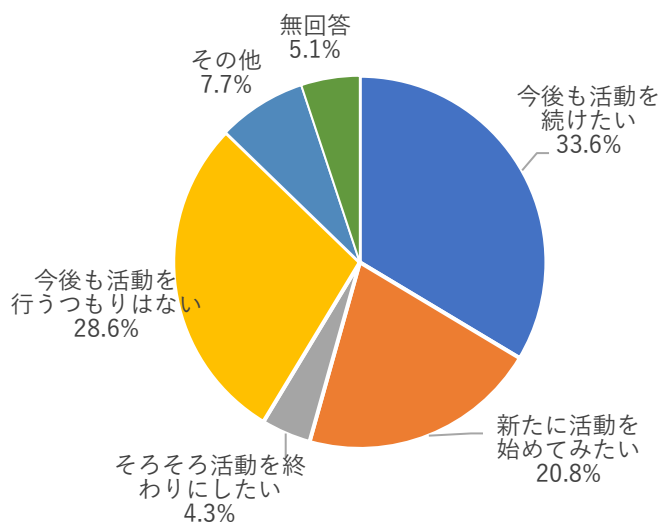
※各項目の回答率は、回答数を回収数(1,161件)で割った数値

⑩ 緑を守り、増やす活動についての今後の継続意向や参入意欲（1つ回答）

・緑の活動に対し、「今後も活動を続けたい」「新たに活動を始めたい」の回答率の合計は過半数となっています。

・また、その他の意見として「活動の意欲はあるが方法がわからない」「活動団体を知らないため周知してほしい」といった意見が多くみられたため、今後は緑の活動に対する情報発信を行うことが重要であると考えられます。

項目	回答数	回答率
今後も活動を続けたい	390	33.6%
新たに活動を始めてみたい	241	20.8%
そろそろ活動を終わりにしたい	50	4.3%
今後も活動を行うつもりはない	332	28.6%
その他	89	7.7%
無回答	59	5.1%
合計	1,161	100.0%



N=1,161

(2) 第8回(2023(令和5)年度)市民満足度調査 ※一部抜粋

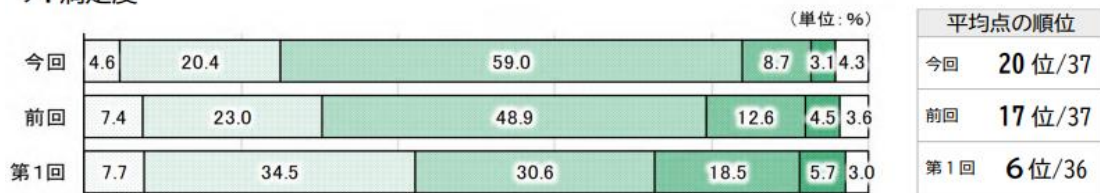
本市では、市が取り組む施策に関する満足度調査を、市民3,000人(20歳以上)を対象に実施しています。その中で緑に関連するアンケート結果を抜粋し、以下に示します。

※数値は四捨五入して表示しているため、合計値と内訳の合計が一致しないことがあります。

① 水辺空間と緑地の充実

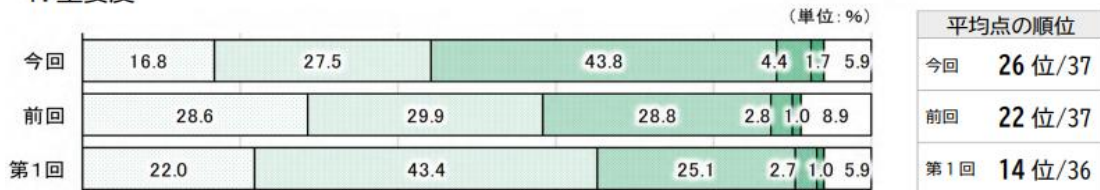
- ・満足度(満足+やや満足)、重要度(重要+やや重要)ともに減少しており、前回より平均点の順位が後退しています。
- ・河川環境の改善や周辺環境の整備を求める意見が多く、また、公園・緑地の整備や施設の充実を求める意見もみられます。

ア. 満足度



□満足している □やや満足している □どちらともいえない □やや不満である □不満である □無回答

イ. 重要度

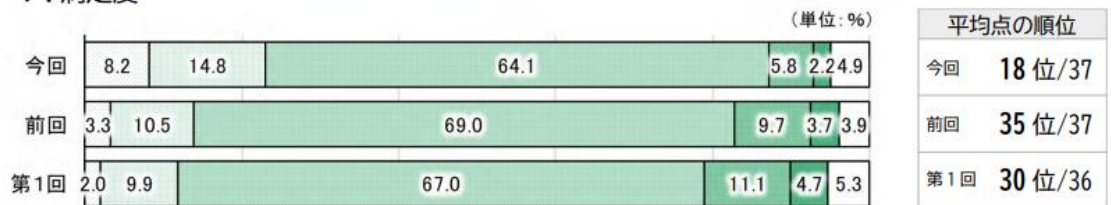


□重要である □やや重要である □どちらともいえない □あまり重要ではない □重要でない □無回答

② 都市近郊農業の振興

- ・満足度(満足+やや満足)、重要度(重要+やや重要)ともに増加しており、前回より平均点の順位が大きく上昇しています。
- ・耕作放棄地の有効活用を望む意見や、水田への水の供給について子どもへの農業体験を一律に実施してほしいなどの意見がみられます。

ア. 満足度



□満足している □やや満足している □どちらともいえない □やや不満である □不満である □無回答

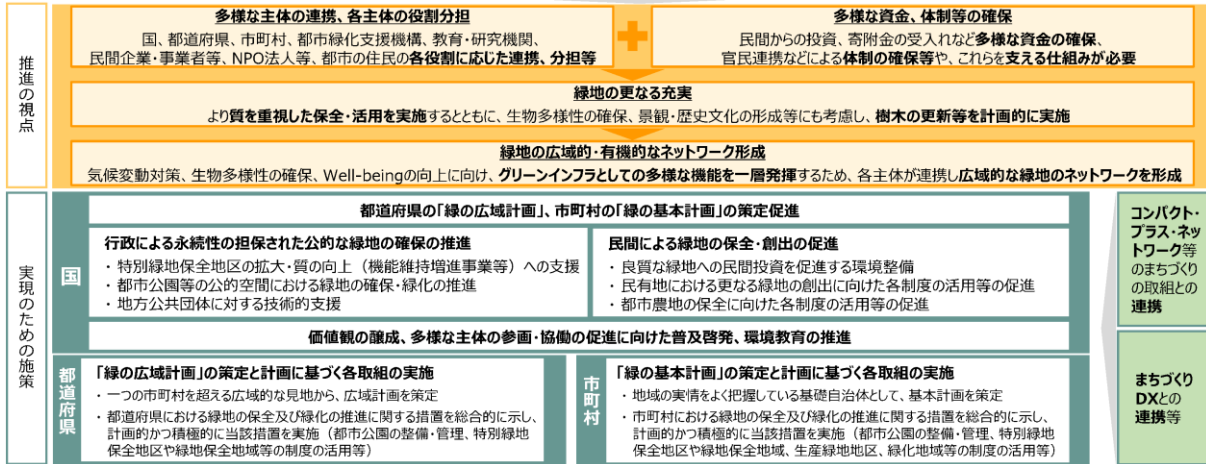
イ. 重要度



□重要である □やや重要である □どちらともいえない □あまり重要ではない □重要でない □無回答

(1) 緑に関する法律の改正

2017（平成29）年に「都市公園法」「都市緑地法」「生産緑地法」などの緑に関する法律が改正され、2024（令和6）年には都市緑地法等の一部改正、緑の基本方針が策定されています。国の緑の基本方針、愛知県広域緑地計画との整合を図り、目標の実現に向けて本市においても緑に関する取組を進める必要があります。



出典：国土交通省 [緑の基本方針の概要]

★法改正に伴う緑の基本計画の改定ポイント

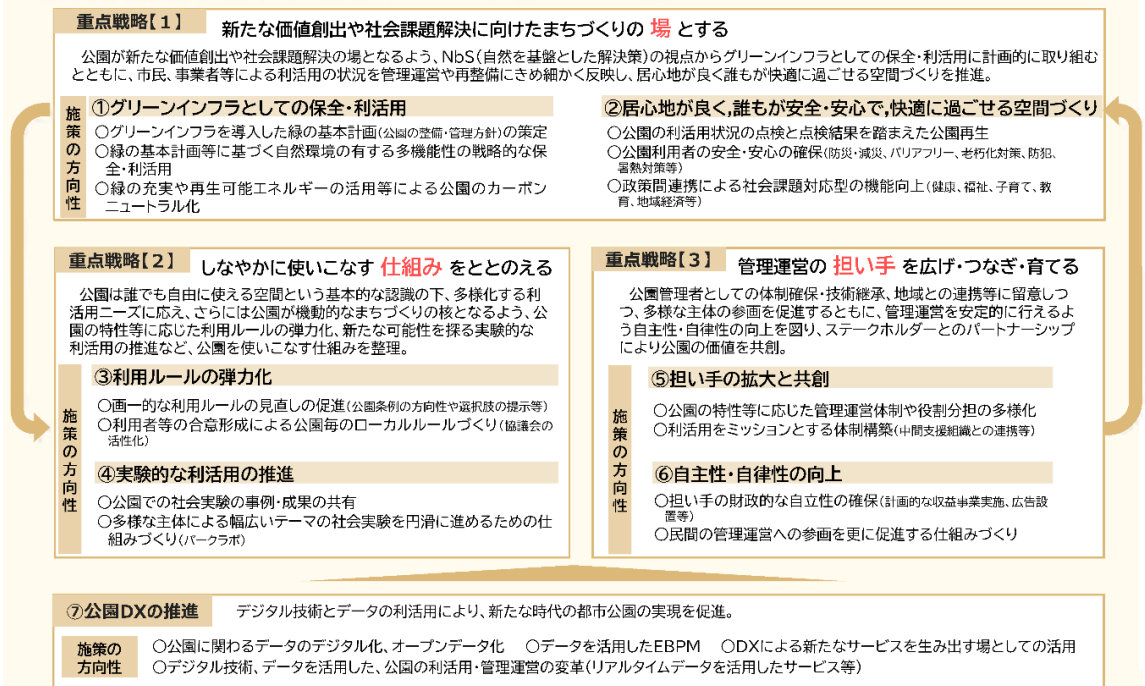
法改正の概要	改定のポイント
【都市緑地法】 都市の農地の環境保全機能や防災機能を評価し、 緑地の定義に農地が追加	・都市の農地の有する緑地機能を再評価し、農地をまちづくりの構成要素の一つと捉えて、その 保全活用政策を農業政策と連携し、積極的に計画に位置づける
【都市公園法】 社会経済状況や都市公園の整備状況を踏まえると、ストックの利活用、維持修繕の適正化が重要な課題となっており、 都市公園の維持修繕に関する技術的基準が新たに追加	・都市公園における公民連携の推進の方針等を含め、1つの公園に限定せず、 都市公園の管理運営、維持修繕等のマネジメントの視点を位置づける ・都市公園に限らず、一定の持続性・公共性が維持されている 市民緑地や特別緑地保全地区等の緑地についてもマネジメントの方針等を計画に記載する
改正項目の中には、 公民連携による緑地の保全・創出を推進するための制度が多く含まれる	・ 公民連携による行政サービスの視点、きめ細かな緑地の保全・創出の視点、民有地を含めた総合的な緑のまちづくりを推進する視点が重要 ・認定市民緑地等のハード面だけでなく、市民団体・NPO法人・企業等の民間主体による緑地保全・緑化推進活動等の ソフト面の公民連携施策を計画に位置づける
集約型都市構造化（都市のコンパクト化）と「都市の緑・農の共生」は今後の都市政策の両輪であり、 緑の基本計画が将来の都市のあり方を支える計画になり得る	・都市計画マスタープラン等との連携を強化し、 緑豊かな都市環境の創造の視点に加え、緑地を基盤とした戦略的な都市再構築の視点等 に留意した計画立案を行うことが重要 ・従来の緑地の保全・創出制度に加え、認定市民緑地や田園住居地域等の 新たな制度活用も考える

(2) 都市公園新時代に向けた提言

2022（令和4）年に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（国土交通省都市局公園緑地・景観課）」において『都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～』が提言されました。

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」をめざします。

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～



出典：国土交通省 [都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（概要）]

(3) グリーンインフラの実装

グリーンインフラ（Green Infrastructure）とは、自然が有する多様な機能や仕組みを活用したインフラを指し、社会的課題の解決や持続的な地域を創出する仕組みとして期待されています。

2023（令和5）年に国土交通省より公表された「グリーンインフラ推進戦略2023」では、ネイチャーポジティブなどの世界的潮流を踏まえ、官と民が両輪となり、グリーンインフラをあらゆる分野・場面で実装（ビルトイン）することをめざしています。



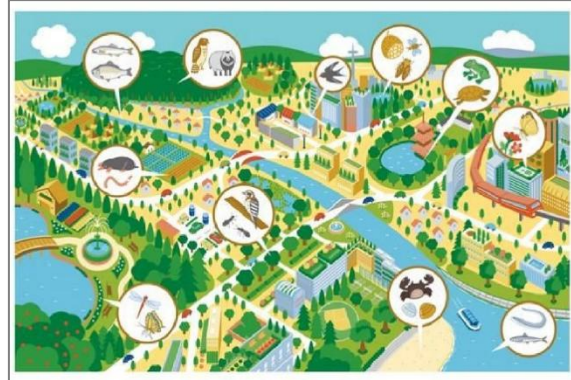
官民連携のイメージ

出典：国土交通省 [緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）]

(4) 生物多様性保全の観点

生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まっており、世界各国で様々な取組が進められています。我が国でも生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における決議等を踏まえ、2018（平成30）年4月に国土交通省から「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が公表されるなど、様々な取組を行っています。

生物多様性は、生き物の生息空間だけの問題ではなく、自然からの恵みを受ける市民の暮らしや産業とも密接に関連しているものであり、本計画において、生物多様性への配慮を記載することが求められています。



生物多様性が豊かな都市のイメージ

出典：国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画の手引き」

(5) 民間活力の導入

自治体等の市民団体、NPO法人、企業等の民間主体が公園や緑地を活用したり、空き地等を有効活用して公園と同等の空間を創出したりできるよう、市民緑地認定制度や公募設置管理制度（Park-PFI）など、民間活力導入のための制度整備が進んでいます。

また、新たな都市政策の重要課題として「ウォークアブルな公共空間の創造」があり、居心地の良さを生み出す「まちなか」を実現するため、「芝生空間の活用」が期待されています。芝生空間には、地域活性化や健康増進、防災機能の向上、都市環境改善などの多面的な効果がありますが、良好な芝生空間を維持するためには維持管理体制や資金の確保が必要になります。地域と連携した組織づくりや、公募設置管理制度（Park-PFI）や市民緑地認定制度などを活用した資金確保によって、良好な芝生空間を創出することが期待されています。

(6) まちづくりGX（緑地の保全及び緑化の推進）

都市において緑地の質と量の両面での確保等を推し進めるための「都市緑地法等の一部を改正する法律」が、2024（令和6）年5月29日に公布されました。

地球的・国家的規模の課題である気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-beingの社会的要請に対応し、都市緑地の多様な機能の発揮を図るための取組が進められています。

都市に取組が求められる3つの視点

① 気候変動への対応 パリ協定 (2015年12月採択) ○世界共通の目標として2℃目標→1.5℃目標 地球温暖化対策計画 (2025年2月閣議決定) ○2035年度60%削減目標（2013年度比）等 ○脱炭素に資する都市構造、都市緑化等の推進 熱中症対策実行計画 (2023年5月閣議決定) ○熱中症による死亡者数の半減（2030年） ○まちなかの暑さ対策、緑地の確保	② 生物多様性の確保 昆明・モントリオール生物多様性枠組 (2022年12月採択) ○生物多様性の損失を止め反転（B-イター・ボジティブ） ○陸と海のそれぞれ30%を保全（30by30） ○生物多様性に配慮した都市計画、都市部における緑地確保 生物多様性国家戦略2023-2030 (2023年3月閣議決定) ○2030年ネイチャーポジティブの実現 ○都市における生物多様性の確保、都市部の居住者の自然とのふれあい	③ Well-beingの向上 SDGs（持続可能な開発目標） ○すべての人に健康と福祉を【ゴール3】 (Good Health and Well-Being) 【WHO宣言前文】引用 「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(well-being)にあることをいいます。」 健康日本21（第3次） (2024年4月～) 【国民の健康の増進と社会の持続性を図るための基本的な方針】 ○自然に健康になれる環境づくり
--	---	--

まちづくりとしての取組：「まちづくりGX」

都市構造の変革やライフスタイルの変容の促進 ○コンパクト・プラス・ネットワークや居心地が良く歩きたくなる空間づくりの推進 等	街区単位での取組 ○エネルギーの効率的利用の推進 ○環境に配慮した民間都市開発の推進 等	都市における緑とオープンスペースの展開 ○都市の緑地の質・量両面での確保 ○グリーンインフラの社会実装の推進 等
--	---	---

出典：国土交通省「まちづくりGX（都市に取組が求められる3つの視点）」

本市の緑の現況や前計画の評価などを踏まえ「緑のまちづくり」の課題を整理します。

課題1：生物多様性に配慮した緑資源の保全・整備・活用《環境保全・景観》

平坦でまとまった樹林地のない清須市において、庄内川、新川、五条川の河川緑地は、市の緑のネットワークの骨格軸を形成し、市街地景観を形成する重要な緑となっています。

地球的規模で課題となっている気候変動への対応や生物多様性の確保などの社会的要請に対応し、都市緑地の多様な機能を発揮させるためには、本市の緑のネットワークである庄内川、新川、五条川の貴重な緑資源を生物多様性に配慮しつつ保全・整備するとともに、良好な自然環境が維持されるように活用し、次世代へ継承していく必要があります。

課題2：多様な需要に対応する緑の環境づくり《健康・レクリエーション》

公園緑地などが新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS（自然を基盤とした解決策）の視点から、『グリーンインフラ』として保全・利活用に取り組むことが全国的に展開されています。

こうした公園緑地の魅力向上の動きや市民のライフスタイルの多様化に対応し、市民の多様な健康・レクリエーション・交流活動の場となり自然とふれあえる場としての緑地の整備、緑の環境づくりを進めていく必要があります。

課題3：減災の視点を踏まえた防災対策の推進《防災・減災》

これからのまちづくりは、頻発・激甚化する自然災害や地震災害への対応として、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせ、災害時の被害を最小化する「減災」の考えも取り込みながら、まちの防災・減災機能を向上していく必要があります。

自然環境が有する多面的機能や緑のオープンスペースなどの『グリーンインフラ』が持つ防災・減災機能を活用し、防災公園の整備などにより、減災の視点を踏まえた防災対策を推進していくことが求められています。

課題4：持続可能な緑のまちづくり

本市においても、将来的な人口減少・少子高齢社会の到来を見据えた上で、緑の保全や維持管理の方法を検討していくことが求められます。これまでに整備した公園緑地や公共施設緑化、街路樹などの公共空間緑化、老朽化対策や維持管理・更新など、持続可能な緑のまちづくりが課題です。

また、「清須市公共施設等総合管理計画」等を踏まえて、長期的な視点で、予防保全型維持管理への転換を図ること、地域とのつながりを重視し、市民との協働や民間活力の導入などにより、持続可能な緑のまちづくりを進めることが必要です。